

青島第8助けあいの会



はちすけ



利用のしおり



初版 2020年11月  
第2版 2021年11月  
第3版 2022年11月



# 利用に関する手引き

「はちすけ」による支援は、以下の内容に基づき受けすることができます。詳しくはお近くにお住まいのコーディネーターまたは事務局にお問い合わせください。

## ● 利用できる時間

原則として午前8時～午後5時の2時間を上限としますが、利用者とボランティアとの間で随意調整していただいてもかまいません。

※ただし、可燃物のゴミ出しの利用時間は、午前7時30分～午前8時です。

## ● 利用できる日

いつでも（ただし12/30～1/5は除く）

## ● 対象者

青島第8自治会の住民であり、日常生活で困っている人や、公的サービス以外の支援を必要としている下記の世帯などが対象者です。

- ・高齢者一人暮らし世帯 ・高齢者のみ世帯 ・障がい者世帯 ・子育て世帯

## ● 活動対象エリア

- ・青島第8自治会内  
（やむを得ない事由がある場合は要相談）



## ● 利用に関する料金

支援を受ける際は、下記に示す利用料等の経費を、支援をおこなったボランティア会員へ支払います。

- ・可燃ごみの搬出  
→1回あたり50円
- ・上記以外の支援 ⇒30分まで毎に250円  
（2人以上での支援の場合、人数を乗じて計算）  
例：ボランティア会員2人の場合（60分の支援）  
500円×2人＝1,000円

支援時間	料金
～30分	250円
31分～60分	500円
61分～90分	750円
91分～120分	1,000円

※支援にあたり、必要な材料等の費用は、利用会員が負担してください。

## ● 連絡先

### ★コーディネーター

瀬戸新屋	飯塚敏子	(054) 641-1827	新南新屋	村松由紀子	(054) 641-8131
水上	曾根茂	090-7956-7962	芙蓉台	大沼正彦	090-8488-0862
南新屋	北川富子	(054) 643-2806	緑の丘	成滝勝郎	090-6794-3790

★代表 内藤忠男 ☎ 090-2779-6852 / 自宅・FAX (054)641-9167

★副代表 大沼圭子 ☎ 090-8488-0853 / 自宅・FAX (054)644-5554

★事務局 増田克彦 ☎ 090-9339-2683 / 自宅・FAX (054)646-7170

Email: hachisukejim@gmail.com

## 支援内容一覧

項目	支援内容	備考
①庭木の手入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自宅の庭に植えてある木の簡単な枝払い</li> <li>・隣接する敷地まで伸びた枝のカット</li> <li>・高度な技術や高所での作業の場合は、できる範囲での手入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道具は、原則として利用者宅にあるものを使用しますが、必要に応じてボランティア所有の物を使用することもあります</li> <li>・剪定など専門的な技術が必要な作業は原則おこないません</li> </ul>
②庭の草取りや掃除	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自宅の庭の草取りと草の処理</li> <li>● 自宅敷地内の簡単な掃除（掃き掃除やゴミ拾いなど）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道具は、原則として利用者宅にあるものを使用しますが、必要に応じてボランティア所有の道具を使用することもあります</li> </ul>
③ゴミ出し	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者がまとめたゴミ（可燃物）を指定場所へ出します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃物のゴミ出しは、通常の利用料金と違い、1回につき50円で利用となります</li> <li>・町内のゴミ出しルールに従って、あらかじめ利用者が分別してください</li> </ul>
④古紙・不燃物出し	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 古紙や不燃物（資源ゴミ）を指定場所へ出します</li> <li>・古紙はエコステーション等の利用も可</li> <li>・不燃物は地域の指定された場所へ持っていきます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型の資源ゴミなどの処理希望については、随時相談に応じながら支援の可否を判断します</li> <li>・原則としてゴミの分別は利用者がおこなってください</li> </ul>
⑤犬の散歩	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 怪我・病気等で歩けない時など、何らかの理由がある場合における臨時的犬の散歩</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・恒常的に続く散歩の支援はおこないません（利用者の高齢化その他により将来にわたる支援など）</li> </ul>
⑥子どもの一時預かり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一時的に必要な子どもの見守り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象年齢は原則として生後6ヵ月以上小学生まで</li> <li>・預かり場所は青島北地区交流センター内、ここに広場にておこないます（ここに限りません）</li> </ul>
⑦買い物代行	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 買い物の代行支援</li> <li>・金銭は予め利用者から預かり、買い物を済ませます</li> <li>・電球の交換時に必要な場合も買い物代行として支援します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預かった金額に食い違いが起こらないよう、ボランティア会員は預かり証を発行します（金銭の立替はおこないません）</li> <li>・買う品物について利用者の希望をボランティア会員に詳しく説明してください</li> </ul>
⑧病院の付き添い	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者本人への通院の付き添い</li> <li>・受診時や会計、薬の受取りにも付き添います</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の希望を確認し、出発から帰宅までのすべての支援を受けられます</li> <li>・受診状況や病院の混雑状況による支援時間の延長にも対応可能です</li> <li>・自家用車での移動も可能です</li> </ul>

**★コーディネーターやボランティアが利用者と話し合って、できること・できないことを判断しながら、できるだけ幅広く支援します。**

項目	支援内容	備考
⑨各種同行支援	● 買い物、墓参などの各種同行と手伝い	・ 買い物などお出かけの際、付き添ってお手伝いをします ・ 原則、徒歩・公共交通機関・タクシーを利用しますが、自家用車での移動も可能です
⑩室内の掃除	● 室内での簡単な掃除	・ 掃除する場所など利用者によく確認します ・ 道具は原則として利用者宅のものを利用
⑪室内の家具の移動	● 室内の家具等の配置換えなどの支援	・ 十分な注意をして支援をした結果、家具や建物・内装に損傷を生じた場合、ボランティア会員の責任は問われないものします
⑫電球の交換	● 室内の電球の交換作業 ● 交換する電球の購入 (⑦参照)	・ 入手が困難な特殊な電球、または危険を伴う作業の場合は支援することはできません
⑬洗濯や布団干しと取り込み	● 何らかの理由がある場合における臨時的洗濯と布団干しに関わる作業	・ 原則として利用者宅の洗濯機を利用します ・ 嘔吐物・排泄物などがついたものは扱えません ・ 原則として洗濯物をたたむことはサービスに含みません ・ 予想されない、にわか雨への対応はできません
⑭パソコン全般に関する相談	● パソコンに関する簡単な相談への対応 ● 簡単な操作方法の説明 ● プリンタ・無線 LAN などの機器設定	・ 専門的な知識が必要な処理や修理を伴うような場合などは無理に対応せず、できる範囲での支援をします
⑮おしゃべり相手・相談相手・見守り	● 世間話などちょっとしたお話の相手 ● 日頃困っていること、不安に思うことの相談 ● お一人で不安のある方の見守り	・ 話をするなかで、専門職の見解が必要であると思うものに関しては、公的機関や地域の民生委員につなげていきます ・ 個人情報、プライバシーなどの秘密は厳守します
⑯日曜大工	● 家具や建具などのちょっとした修繕 ● 電気器具の簡単な修理	・ 専門的スキル、技術資格が必要なものには対応しません ・ 修理不可能な場合もあることをご承知おきください
⑰子育て支援	● 子育て世代の困りごとを支援	・ 子守り、外出時の同伴、買物代行、入園・入学時の教材への名前書きなどの準備、家事の手伝いなど子育てへの支援一般

**※このほか、相談に応じます。コーディネーターにご相談ください。(裏表紙参照)**

## できないこと

※以下のような支援はできません。

支援の申込みを受け付けた時点でコーディネーターが適切かどうか判断します。

- ・利用会員が自力でできること
- ・利用会員が家族にやってもらえること
- ・利用会員が不在のときに利用会員宅の屋内で行うこと(庭は OK)
- ・利用会員の自宅敷地の外側での草刈りなどの支援
- ・預金の引き出し
- ・送迎を主目的とした、ボランティア会員による自家用車での利用会員の移動
- ・介護保険の訪問介護や、その他の公的サービスにより支援が得られる行為

## プライバシーについて

支援において知り得た個人の秘密やプライバシーに関わることは、他の人には話しません。  
利用会員との信頼関係を築くうえでも、秘密を守ります。

## ----- 「はちすけ」 Q & A -----

### ● 利用するまで

(Q.1) 「はちすけ」は誰でも利用できるの？

(A.1) 青島第 8 自治会の住民ならだれでも利用できます。ただし利用に先立って利用会員の登録が必要です。

(Q.2) 入会申込書はどこにあるの？

(A.2) コーディネーター、事務局、民生児童委員が持っています。

(Q.3) 入会したいが、入会申込書を出しに行くことができない。

(A.3) コーディネーター、事務局または民生児童委員にご相談ください。

### ● 利用について

(Q.4) お礼にお茶菓子を用意したが、渡してよいか？

(A.4) 支援の内容に沿った利用料をボランティア会員に渡してください。利用料以外は受け取りません。

(Q.5) 男性ではなく、女性に支援をお願いしたいが、誰に伝えればよいか？

(A.5) ボランティア会員を調整するので、コーディネーターへ伝えてください。

(Q.6) 利用料の支払いは誰に渡すの？

(A.6) 支援の内容に沿った利用料をボランティア会員に渡してください。

(Q.7) コーディネーター/ボランティア会員を騙って訪問する人がいないか心配だ。ボランティア会員かどうかをどうやって判断するのか？

(A.7) 「はちすけ」のボランティア会員やコーディネーターは、利用会員宅への訪問の時は「はちすけ」名入りのユニフォームを着衣し、会員証を提示します。

(コーディネーターは全員がボランティア会員でもあります)

(Q.8) 介護保険サービスの対象者は「はちすけ」の支援を受けられないの？

(A.8) 介護保険サービスを利用している方でも支援を受けられます。介護保険のサービスを受けられない困りごと(居室以外の掃除、同居家族分の洗濯など)は「はちすけ」にご相談ください。

## ● 支援内容について

(Q.9) 乾電池や空き缶、ペットボトルを捨てたい。

(A.9) 不燃物のゴミ出しとして支援することができますが、不燃物の回収日に合わせて支援を受ける必要があります。

(Q.10) 食事は買ってきてくれる？

(A.10) 買い物は代金をお預かりして代行します。

(Q.11) 定期的にもらっている薬を代わりに取りに行ってほしい。

(A.11) 処方箋を預かって対応します。

(Q.12) 病院や買い物などの付添をお願いしたい。

(A.12) 支援します。

(Q.13) 病院や買い物などの付添のとき、ボランティアの車に乗せてもらえるか。

(A.13) 可能です。ボランティア会員の車での移動は無償としてください。原則、燃料代は利用料で償われているものとしませんが、市外など遠方への移動の場合は利用会員が燃料代を実費負担してください。

(Q.14) 隣の敷地まで伸びてしまった枝を切ってもらいたい。

(A.14) 利用者とコーディネーターで相談し、可能な範囲で支援します。

道路へはみ出した枝についても交通量も考慮して可能な範囲で支援します。

(Q.15) 雑草が生えてきた。除草剤を散布してほしい。

(A.15) 支援します。薬剤代金は利用者が負担してください。

(Q.16) 草取りをお願いしたいが、ゴミの処分はどうするの？

(A.16) 刈った草は、ボランティア会員がゴミ袋に集めたものを利用会員が捨てに行きます。  
なお、ゴミ袋は利用会員に負担していただきます。

また、ゴミ出しが困難な場合は別途ゴミ出しの支援を依頼してください。

(Q.17) 電球の取替えができると聞いた。蛍光灯の笠を外さないといけませんが、やってもらえるか。

(A.17) 支援の申込み時にコーディネーターが確認し、対応できるものについては支援します。

(Q.18) 壊れた電化製品の修理や処分はお願いできるか。

(A.18) まずはコーディネーターへご相談ください。簡単な修理なら対応できますが、専門的な知識や技術が必要な行為は、業者への依頼をお願いします。処分については、不燃物の搬出として支援することができます。

(Q.19) 車イスへの移乗が一人では大変。手伝ってほしい。

(A.19) 要介護者の車イスへの移乗は、身体介護に該当するため、おこないません。身体介護のような介護保険の対象となるサービスは支援の対象外としています。

病院への付添の一環として「車イスでの移動」はありえます。

(Q.20) デイサービスへ行くための準備はお願いできるか。

(A.20) A.19 と同じく、介護保険の対象となるサービスですので、おこないません。

(Q.21) 振り込みや預金の引き出しをお願いしたい。

(A.21) 振り込みは預かり証(A.25 参照)を交わしておこなうことが可能です。預金の引き出しはおこないません。

(Q.22) 荷物が届く時間に受診の予約が重なってしまった。留守番をしてもらえないか。

(A.22) 利用会員が留守のお宅に入って支援をすることはできません。

(Q.23) 子どもの見守りや子守りを依頼したい。

(A.23) 子どもの一時預かりについては、青島北地区交流センター内「にこにこ広場」へ親子とボランティア会員が同行し、にこにこ広場でボランティア会員が見守ります。その後親御さんがお迎えに来ることで預かりが終了します。利用会員やボランティア会員の自宅での預かりはおこないません。



マスコットキャラクター  
“はちすけくん”

(Q.24) 犬の散歩をしたいが、歩くのが大変だ。散歩を代わりにしてもらえないか？

(A.24) 怪我・病気等で歩けない時など、何らかの理由がある場合における臨時の犬の散歩を支援します。ただし高齢化などの理由による将来にわたる恒常的な散歩の支援はおこないません。なお、しつけのできていない犬はお断りすることがあります。

(Q.25) 買い物代行のやり方は？

(A.25) 預かった金額に食い違いが起こらないよう、預かり証を発行します。

(金銭の立替はおこないません)

- ①ボランティア会員は利用者から預かった金額を預かり証に記入し、買い物の間、利用者が預かり証を保管してください。
- ②買い物を済ませ物品(とお釣り)を利用者に渡す際、利用者は金額の確認をしたら預かり証をボランティア会員に渡してください。
- ③ボランティア会員は預かり証を実施報告書に添付して提出します。

(Q.26) 窓ガラスの上の方が拭けなくて、汚れてしまっています。窓拭きもやってもらえるでしょうか？

(A.26) 危険のない、できる範囲で支援します。

(Q.27) プランターで花や野菜を育てている。雨の少ない時期に家を空けなければならないが、水遣りをしてもらえないか？

(A.27) 支援します。利用会員が不在の場合は、屋外に限りお手伝いします。

(Q.28) ボランティアが自前の草刈り機、チェーンソーなどを用いた場合、刃や燃料の経費はどうすればよいか？

(A.28) ボランティア所有の器具を利用した場合は、利用者は30分につき250円の器具使用料を支払ってください。燃料代も含まれるものとします。

(Q.29) 除草剤を散布した際の費用はどうするか？

(A.29) 利用者は(希釈後の)散布除草剤5ℓにつき150円の薬剤費用を支払ってください。器具使用料も含まれるものとします。散布量0-5ℓで150円、5-10ℓで300円、10-15ℓで450円という風に加算してください。



## 連絡先

### ★代表

内藤忠男 ☎ 090-2779-6852 / 自宅・FAX (054)641-9167

### ★副代表

大沼圭子 ☎ 090-8488-0853 / 自宅・FAX (054)644-5554

### ★事務局

増田克彦 ☎ 090-9339-2683 / 自宅・FAX (054)646-7170

Email: hachisukejim@gmail.com

### ★コーディネーター

瀬戸新屋	飯塚敏子	(054) 641-1827
水上	曾根茂	090-7956-7962
南新屋	北川富子	(054) 643-2806
新南新屋	村松由紀子	(054) 641-8131
芙蓉台	徳永博二	(054) 660-0916
緑の丘	成滝勝郎	090-6794-3790

★Web サイト <http://hachisuke.html.xdomain.jp/>

Web サイトからも各種お申込み・お問い合わせができます。

